

2011年度 成蹊大学外国留学奨学金申請要項 【10月改定】

〔奨学金の種類、応募対象者及び給付額〕

奨学金の種類	申請時期	応募対象者	給付人数	給付額
短期協定留学奨学金	【前期】	2011 年度エディンバラ大学・ビクトリア大学・ チェンマイ大学 協定留学参加者	10 名以内	100,000 円
	【後期】	2011 年度ケンブリッジ大学・北京大学・ <u>高麗大学</u> ・ <u>アルカラ大学シスネロス校</u> 協定留学参加者	15 名以内	100,000 円
中期協定留学奨学金	【前期】	2011 年度秋期マンチェスター大学・クイーンズランド大 学協定留学参加者	6 名以内	100,000 円
	【後期】	2012 年度春期マンチェスター大学・クイーンズランド大 学協定留学参加者	6 名以内	<u>200,000 円</u>
長期協定留学奨学金 ※ 半期留学を含む	【前期】	2011 年度エディンバラ大学・リヨン第三大学・復旦大学・ ビクトリア大学(長期・半期) 協定留学参加者	10 名以内 (半期の場 合は 1/2 名として計 算する)	年額 450,000 円
	【後期】	2012 年度オーストラリア・ドイツ・タイ・韓国・同済大学・ <u>北京大学</u> 協定留学参加者		※半期の場合は 200,000 円
長期留学奨学金	【前期・ 後期】	長期協定留学以外での大学及び大学院への 1年間以上の留学者 (原則として語学センターでの学習は除く)	8 名以内	年額 660,000 円
長期留学特別奨学金	【前期】	2011 年度アメリカン大学への協定留学者 (JSAFプログラムは除く)	—	年額 900,000 円 ※半期の場合は 450,000 円)
	【前期・ 後期】	長期協定留学奨学金及び長期留学奨学金の 給付対象者のうち、特に優秀な者	1 名以内	年額 900,000 円

※ JSAFプログラムによる留学参加者は、上記奨学金の対象とならない。

※ 給付額は、留学先における学修期間により減額することがある。

〔採用人数〕

各奨学金ともに若干名

〔申請資格〕

- 申請期間までに受入先大学から受入許可書が届いており、国際課へ留学願書・留学願を提出していること。
- 次の語学基準およびGPA基準(長期留学特別のみ)を満たしていること。

【短期協定留学および中期協定留学】

- ・英語圏の大学へ留学する者 : TOEFL(iBT)61点・(CBT)173点・(ITP)500点以上・IELTS 5.0以上
- ・中国語圏の大学へ留学する者 : 中国語検定4級またはHSK3級以上
- ・タイ語圏の大学へ留学する者 : 実用タイ語検定試験4級以上
- ・韓国語圏の大学へ留学する者 : ハングル能力検定試験4級以上
- ・スペイン語圏の大学へ留学する者 : DELE A2級またはスペイン語技能検定4級以上

【長期協定留学(半期留学を含む)および長期留学】

- ・英語圏の大学へ留学する者(※高麗大学長期協定留学者で、英語で応募した者も含む)
: TOEFL(iBT)79点・(CBT)213点・(ITP)550点以上またはIELTS 6.0以上
- ・ドイツ語圏の大学へ留学する者 : ドイツ語技能検定試験3級以上
- ・フランス語圏の大学へ留学する者 : 実用フランス語技能検定試験3級以上
- ・タイ語圏の大学へ留学する者 : 実用タイ語検定試験3級以上
- ・韓国語圏の大学へ留学する者 : ハングル能力検定試験3級以上
- ・中国語圏の大学へ留学する者 : 中国語検定3級またはHSK4級以上
- ・その他の外国語圏の大学へ留学する者 : 上記と同等の語学力があること

【長期留学特別】

- ・申請日時点で最新の成績証明書において、GPA3.0以上
- ・英語圏の大学へ留学する者(※高麗大学長期協定留学者で、英語で応募した者も含む)
： TOEFL(iBT)79点・(CBT)213点以上 **(ITPは含まない)**またはIELTS 6.0以上
- ・ドイツ語圏の大学へ留学する者：ドイツ語技能検定試験準1級以上
- ・フランス語圏の大学へ留学する者：実用フランス語技能検定試験2級以上
- ・タイ語圏の大学へ留学する者：実用タイ語検定試験2級以上
- ・韓国語圏の大学へ留学する者：ハングル能力検定試験2級以上
- ・中国語圏の大学へ留学する者：中国語検定2級またはHSK5級以上
- ・その他の外国語圏の大学へ留学する者：上記と同等の語学力があること

※ HSK試験(中国語)について、旧試験による出願については以下のとおり資格を読み替える。

【短期】3級⇒初等B4級 【長期協定】4級⇒初等A5級 【長期特別】5級⇒中等C6級

※ 他奨学金(但し貸与分を除く)との併給は原則として認めない。ただし、成蹊大学より支給されている奨学金との併給は認めることがある。

※ TOEFLおよびIELTSのスコアは、申請日から遡って2年以内に受験した有効なものであること。

〔申請書類〕 次の書類を国際課に提出してください。

1. 成蹊大学外国留学奨学金申請書および誓約書(国際課にて配布)
2. 成蹊大学外国留学奨学金振込口座届(国際課にて配布)
3. 成績通知表の写しまたは成績証明書(最新のもの)
4. 受給資格に記載された語学試験の結果の証明書(必ず本書を持参すること。国際課でコピーをとります)

※申請書類については、「成蹊大学における個人情報取扱い」による取扱いの他、選考・給付等の諸手続きに必要な範囲内で学内関係部署やその他関係機関へ提供されることに同意の上、申請すること。

〔申請期間〕

【前期】2011年7月4日(月)～7月8日(金)

【後期】2012年1月30日(月)～2月17日(金)

平日 9:00～17:00(昼休みの11:30～12:30は除く) 土曜日 9:00～12:00

※ 留学出発前の本人からの申請に限る。代理人や海外からの申請は、認められない。

〔受給者の選考〕 書類審査

〔受給者発表〕

【前期】2011年7月27日(水) 国際教育センター掲示板

【後期】2012年3月5日(月) 国際教育センター掲示板

※ 振込日は受給者発表の際に掲示板にて連絡する。

〔受給後に返還が求められる場合〕

1. 事情(留学取消または自己都合による取止め)により留学に参加することができなくなった場合。
2. 病気などのやむをえない事情がある場合を除き、留学期間中に学業を放棄し、帰国した場合。